

## 富山県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との連携と協力に関する包括協定書

富山県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、富山県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 芸術文化の振興に関すること
  - (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
  - (3) 産業振興・中小企業の振興に関すること
  - (4) 高齢者支援に関すること
  - (5) 移住促進・観光振興に関すること
  - (6) 男女共同参画の推進に関すること
  - (7) 健康増進に関すること
  - (8) その他、県民サービスの向上や地域の活性化に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組み毎に別途取り決める。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1箇月前までに甲又は乙から書面による申し出がなければ、有効期間が満了する日から1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月14日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井隆一

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
代表取締役 西澤敬一